

**一般社団法人 日本車椅子ハンドボール連盟**  
**チーム登録規程**

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条第3項の規程に基づき、一般社団法人 日本車椅子ハンドボール連盟（以下「この法人」という。）のチーム登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録手続)

第2条 この法人に登録しようとするチームは、この法人所定の登録申請書に第3条2項の添付書類を付して提出しなければならない。

(チームの登録要件)

第3条 この法人に登録しようとするチームは、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 1チーム最低 4人以上

(2) 1チームに障がい者又は女性を必ず1人含む

2 前項の登録要件を満たしていることを証するために、第2条の登録申請書と共に、次の書類を添付するものとする。

(1) チームメンバーリスト (この法人所定の様式による)

①代表者の氏名・住所・電話番号・メールアドレス

②代表者以外のメンバーの氏名・都道府県名

3 前項のチームメンバーリストにおいて、代表者として記載された者は、同時に定款第6条第1項第1号の正会員として入会申し込みがあったものとみなし、代表者以外のメンバーとして記載された者は、同時に定款第6条第1項第3号の一般会員として入会申し込みがあったものとみなす。

(登録費)

第4条 1チーム5,000円を納入する。

2 登録費は、この法人の所定の方法により納入しなければならない。

3 納入先は、ゆうちょ銀行 記号：14310 番号： 81427961

口座名義：一般社団法人 日本車椅子ハンドボール連盟

(登録の承認)

第4条 チーム登録の承認は、理事会で行う。

(登録後のチームメンバーの変更)

第5条 チーム登録を受けた後、チームメンバーに変更がある場合、第2条から第4条の規

定を準用する。

(登録後のチームメンバーの変更)

第6条 チーム登録を受けた後、チームメンバーに変更がある場合、第2条から第4条の規定を準用する。

(強制解除)

第7条 チームが、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によるチーム登録を解除することができる。

- (1) 当該チームのメンバーがこの法人の定款あるいはその他の規則に違反したとき。
- (2) 当該チームのメンバーがこの法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第3条第1項に定める要件を欠いたとき。

2 チーム登録を解除するときは、解除を審議する理事会において、当該チームの代表者及び違反をしたメンバーに弁明の機会を与えなければならない。

(任意解除)

第7条 チームは、その代表者が脱会届をこの法人に提出して、任意にチーム登録を解除することができる。

(正会員・一般会員の地位の喪失)

第8条 第5条及び第6条でチーム登録が解除された場合、当該チームに属する正会員及び一般会員は、チームの登録解除と同時に、その地位を喪失する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

この規則は平成29年6月10日から施行する。